

生活環境

生活環境

生活環境課 Tel.0254-27-1962

ごみの出し方・分け方

家庭のごみは、種別や集落別に収集日が決められています。町が集めるのは、燃やせるごみ・燃えないごみ・不燃粗大ごみ・資源ごみ・有害ごみの5種類です。町では、ごみの減量化、リサイクルの推進、ごみの分別に努めています。皆様のご協力をお願いします。

ごみステーションは集落の大切な財産です。お互い迷惑をかけないよう協力しあい、いつもキレイにしましょう。

※出せるもの・出せないものなど、詳しくは「ごみの分別辞典」をご覧ください。

■燃やせるごみ

「指定袋」で出すことが決められています。

指定袋以外でごみが出されるといつまでもステーションに残ることになり、大変迷惑となります。この場合は、「回収できませんシール」を貼って残していくこととなります。

*** 収集日** 毎週月・水・金曜日

■燃えないごみ

おおよそ 50 cm以下の燃えないごみは、「透明な袋・半透明な袋」で出してください。危険物（爆発物など）が混ざるのを防止するためです。

*** 収集日** 月1回の決められた日

地区によって収集日が決まっていますので、一覧表をご覧ください。

■不燃粗大ごみ

ごみのサイズが決められています。大きさは 60 cm×90 cm×150 cm以内のものを出してください。

家具類はできるだけ解体してから出してください。

回収するのは不燃の粗大ごみのみで、燃やせるものは粗大ごみとしては回収できません。

家電製品や自転車は、買い替えるときになるべく業者に引き取ってもらうようにしてください。

※注意

1. 規定以内の大きさと指定されたもの以外の不燃物は「燃えないごみ」に出してください。
2. 木製家具は出さないでください。
（「燃やせるごみ」です！）
3. ベッドのマットは分解し、スプリングは「燃えないごみ」に、スポンジ・カバーは「燃やせるごみ」に出してください。

*** 収集日** 燃えないごみの収集日と同じ日です。

■小型家電リサイクル事業

小型家電に含まれている鉄、銅、金や稀少金属などの資源をリサイクルするため小型家電の収集を行います。

* 回収について

- ・杉の子の家に直接お持ちください。（担当者が直接受け取ります。）
- ・個人情報はず必ず消去してください。
- ・電池（バッテリー）は取り外してください。
- ・回収品目以外の小型家電製品は燃えないごみとして出してください。

* 収集日

杉の子の家 月～金曜日（休業日除く）
午前8時30分～午後5時

※注意

◎ 町では次の家電製品は家電リサイクル法の施行により、収集しないため、ごみステーションには出せません。

必ず購入した販売店・メーカーなどに引き取りをお願いするか、他の家電販売店に相談してください（有料）。

町のごみ処理許可業者でも引き取りします（有料）。

* 対象品目

- ・テレビ
- ・洗濯機および衣類乾燥機
- ・冷蔵庫および冷凍庫
- ・エアコン

◎ パソコン（ディスプレイ、本体、ノートパソコンなど）はメーカーで回収・リサイクルします。（有料の場合があります）ごみステーションには出せません。

できるだけ「小型家電リサイクル事業」にご協力をお願いします。

■資源ごみ

再生利用して暮らしに生かすために収集するものです。混ぜて出すとせっかくの資源が生かせませんので、必ず分別して出してください。

* 収集日と出し方

- ・毎週木曜日は、空き缶類・ガラスびん・紙パック・ペットボトルを回収します。(亀代地区の紙パック・ペットボトルは金曜日)

燃えないごみのステーションで、ガラスびんはコンテナに、空き缶類、紙パックとペットボトルはそれぞれのみ袋に入れてください。

- ・毎月第3木曜日は、古紙を回収します。(亀代地区は第3金曜日)

公会堂・開発センターなど集落の指定場所に新聞、雑誌(チラシ含む)ごと、ダンボールごとに分けて、紙ひもなどで十字に束ねて出してください。

※1月・2月は要望のあった集落以外は収集をお休みします。

- ・毎週火曜日は、プラスチックごみ(プラスチック容器、包装)を回収します。(亀代地区は水曜日)

透明または半透明の袋に入れて、ステーションのみ袋に入れてください。

- ・汚れたものは洗ってから出してください。(汚れの落ちないものは燃やせるごみに出してください)

■有害ごみ

* 収集日と出し方

蛍光管は毎月第3金曜日に集落公会堂など(古紙回収場所)で回収します。専用の回収箱に入れてください。電球や割れたものは出さないでください。(燃えないごみです。)

乾電池は回収ボックスに入れてください。(燃やせるごみのステーションに設置)

■燃やせるごみの指定袋

年2回、3月末と9月末の家族人数に応じて配布されます。

* 1年間の配布枚数

家族人数	枚数
1人	80枚(大袋40枚、小袋40枚)
2~3人	100枚(大袋60枚、小袋40枚)
4~5人	140枚(大袋80枚、小袋60枚)
6~7人	160枚(大袋100枚、小袋60枚)
8人以上	180枚(大袋120枚、小袋60枚)

また、上記の家族人数の中に乳幼児・寝たきりの方のいる家庭で申請済みの場合は、1か月あたり対象者1名につき大袋5枚を追加してあります。なお、配布以後に新たに対象者が増えた場合は、役場生活環境課(2階)に印鑑と現在の年齢・状態などを確認できるもの(母子手帳など)をお持ちのうえ、申請してください。

■こんなときは・・・

- ・燃やせるごみの指定袋が足りなくなった場合は役場生活環境課か北越後農協聖籠支店、PLANT4、町内コンビニエンスストアおよび酒類小売店でご購入ください。大袋10枚入り600円、小袋10枚入り400円です。
- ・引越しや大掃除などで大量のごみが出た場合、飼い犬や飼い猫が死んだときは、豊栄環境センターに直接搬入できます。(予約の必要はありません。)

区分		単位	料金
燃えるごみ	家庭系ごみ	10kgあたり	60円
燃えないごみ 粗大ごみ	事業系ごみ		130円
死んだ動物		1頭	1,500円

豊栄環境センター TEL025-386-0909

- ごみについて、わからないことがありましたら役場生活環境課までお電話ください。

■火災ごみ

火災によって発生したごみについては、家財道具のみ、豊栄環境センターで受け入れをしています。

火災ごみの処分を希望される場合は、必ず事前に生活環境課または豊栄環境センターまで相談してください。なお、施設使用料は申請により免除となります。

* 受入品目(家財道具のみ)

- ・燃やせるごみ(衣類など)
- ・粗大ごみ(建具、畳、布団、家具など)
- ・燃えないごみ(ガラス、せともの、小型家電など)

※注意

- ①家屋廃材(柱、雨どい、床材など)、埋立ごみ(外壁、瓦、基礎など)は受け入れません。
- ②家電リサイクル法対象物(テレビ、冷蔵・冷凍庫、洗濯機、エアコン)およびパソコンは受け入れません。

* 必要な書類 リ災証明書(消防署発行)

犬の飼い方

■犬を飼ったら・・・

飼い犬は生まれて90日経つと、その日から30日以内に登録と狂犬病の予防注射を受けなければなりません。毎年1回、町内の各地で登録と予防接種を行っています。鑑札と注射済票が交付されたら、犬の首輪などに着けておいてください。

なお、狂犬病予防注射の期日と会場については事前に広報せいろうでご案内します。

また、飼い犬が死亡したときは、30日以内に生活環境課に印鑑、鑑札および注射済票をお持ちになり、届け出てください。

* 飼い主の責任です

- ・常につないでおき、絶対に放し飼いにしない。
- ・道路や公園をフンで汚さない。
- ・狂犬病の予防注射は、毎年必ず受ける。

* ペットが飼えなくなったら

やむをえない事情で犬・猫を飼えなくなった方には「引取り」の制度があります。

* ペットの相談

新発田保健所の下越動物保護管理センター(※)で、ペットについてのあらゆるご相談に応じています。
(※新発田市大字奥山新保 430 TEL0254-24-0207)

し尿処理

し尿のくみ取りは、直接業者にお申し込みください。

また、浄化槽を使用している家庭については、浄化槽を正しく使っていただくために、定期的に点検、清掃、水質検査を行うことが法律で定められています。その時期や手数料については浄化槽の型式・大きさによって異なりますので、詳しくは契約している業者におたずねください。

■し尿処理業者

社名	住所	電話番号
(有)日本海興産	次第浜 1894-10	0254-27-2367
北信清掃社	諏訪山 1657-6	0254-27-3353

公害の苦情

ばい煙、悪臭、騒音、振動などでお困りの方はご相談ください。また、川などで魚が大量に死んでいたり、油が流出しているところを見かけた場合は、ご連絡ください。

防犯

■防犯灯

故障している防犯灯を見かけたら、集落の区長までお知らせください。

交通事故に備えて

交通災害共済制度は、皆さんが交通事故にあった場合に見舞金を支給する事業として、県内の全市町村が共同で運営しています。通勤・通学から県外旅行までの幅広い交通災害が対象になります。万一の事故に備えて家族そろっての加入をおすすめします。

*** 会 費** 一人あたり年額500円

*** 共 済 期 間** 毎年4月1日～翌年3月31日まで

*** 加 入 手 続** 2月に区長をとおして加入申込書を各家庭にお届けします。

途中の加入申し込みは、生活環境課、または町内の金融機関（郵便局は除く）で随時受け付けます。

*** 見舞金の請求** 見舞金の請求は、事故発生日から1年以内です。運転免許証・交通災害共済会員証・交通事故証明書・医師の診断書などが必要となります。詳しくは生活環境課にお問い合わせください。

※万一事故にあったら、必ず警察へ届け出てください。

もしもに備えて

いざというときに適切に対処できるよう、日頃から正しい防災知識を身につけておきましょう。

地震発生時の家具の転倒対策は大丈夫ですか。消火器は使えますか。あなたの集落の避難場所はどこになっていますか。戸別受信機に補助用の電池もセットされていますか。災害時の最も有効な対策は平常時の備えです。日頃から家族で話し合い、防災意識を高めましょう。

■指定緊急避難場所

●洪水のおそれがある場合

指定緊急避難場所	避難想定集落名
山倉小学校	四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野、丸湯、桃山、山倉
蓮野小学校	山三賀、二本松、外畑、蓮野、杉谷内、正庵、藤寄、大夫興野、八幡、旭ヶ丘
蓮湯こども園	蓮湯、甚兵衛橋
聖籠町町民会館	苔沼、中の橋、本諏訪山、山諏訪山、本大夫、山大夫、本三賀

●地震が発生した場合、津波のおそれがある場合

指定緊急避難場所	避難想定集落名
山倉小学校	四ツ屋、道賀新田、上大谷内、真野、丸湯、桃山、山倉、中の橋、本諏訪山、山諏訪山
聖籠中学校	苔沼、蓮湯、蓮湯新田
蓮湯こども園	甚兵衛橋、蓮湯、蓮湯新田
聖籠町町民会館	苔沼、山諏訪山、本大夫、山大夫、本三賀、ひばりが丘
図書館	聖中ヶ丘、尾沢ヶ丘、稲の平、別條
蓮野こども園	二本松、蓮野、杉谷内
聖籠町上水道管理棟	八幡
町営東山団地	山三賀、二本松、外畑、正庵、東山
藤寄児童遊園	藤寄、旭ヶ丘
藤寄簡易郵便局付近前面道路	藤寄、大夫興野、旭ヶ丘
杉谷内国道7号管理用道路	杉谷内
亀代小学校	次第浜、網代浜、亀塚
亀代多目的運動場	網代浜、亀塚
亀代こども園	次第浜
聖海荘	次第浜、汐美台
網代浜会館	網代浜、東港
あかね公園	次第浜、網代浜、亀塚
茨島児童遊園	網代浜、東港
アルビレッジ	東港
新潟県運転免許センター	東港
新潟東港港湾労働者福祉センター	東港
プラントー4 聖籠店	杉谷内、甚兵衛橋

*戸別受信機（防災行政無線）

一戸建てにお住いの世帯を対象に戸別受信機を貸与しています。災害時には町から避難勧告など重要な情報を発信するほか、各種連絡事項が放送されます。

*貸与の手続き

戸別受信機の貸与を希望する方は、生活環境課で申請手続きを行ってください。

賃貸料は無料ですが、故意、不注意などで故障、紛失した場合は、経費を負担していただく場合がありますので注意してください。受信機は町から転出される際に返却してください。

■指定避難所

指定避難所	対象とする災害		
	洪水	地震	津波
山倉小学校	●	●	●
山倉多目的運動場	×	●	●
聖籠観音の湯「ざぶーん」	×	●	●
聖籠こども園	●	●	●
聖籠中学校	×	●	●
蓮湯こども園	●	●	●
聖籠町町民会館	●	●	●
図書館	●	●	●
聖籠町役場	●	●	●
蓮野小学校	●	●	●
蓮野多目的運動場	●	●	●
藤寄体育館	×	●	●
蓮野こども園	●	●	●
藤寄公会堂	●	●	●
大夫興野公会堂	●	●	●
亀代小学校	△	●	●
亀代多目的運動場	△	●	●
聖海荘	△	●	●
亀代地区公民館	△	●	●
亀代こども園	△	●	●

福祉避難所	対象とする災害		
	洪水	地震	津波
保健福祉センター	●	●	●

上水道

上下水道課（上水道管理棟）Tel.0254-27-5141

■水道料金

*納入通知書による支払い

検針月の20日ごろに納入通知書が各家庭に送付されます。その通知書により納期日（月末）までにお支払いください。

*預金口座振替による支払い

検針月の翌月の月末に指定の口座から自動的に引き落とされます。口座振替払いの申し込みは、町指定の金融機関または郵便局の窓口で受け付けています。その際、水道の使用者番号（お知らせ、領収書に記載してあります）、預金通帳、印鑑をお持ちください。

■水道のいろいろな届け出

*使用の中止

引越しをするときや水道の使用を一時中止するとき、3日前までに水道の中止届出書を提出してください。（提出がないと、使用しなくても料金がかかることがあります。）

*使用の開始

転入・転居などにより水道を新たに使用するとき、3日前までに水道の開栓（開始）届出書を提出してください。

*使用者の名義変更

水道の使用者または料金の支払い者が変更になった場合は、必ず使用者名義変更届出書を提出してください。

※届け出は直接窓口まで提出していただくか、電話・ファクスでも行うことができます。

*受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日および12月29日から1月3日の期間は受付を行っていません。

■水道工事の申し込み

水道の新設や増設、改造などの工事は指定給水装置工事業者に依頼してください。町の指定給水装置設置工事業者以外の業者によって行った場合は、無届工事となり、水道法および町の給水条例によって工事の手直しなどが終わるまでの間、給水を停止することがあります。

■水道の修理

水道の修理（漏水修理を含む）は、町の指定給水装置工事業者に依頼してください。

指定給水装置工事業者の指定状況については、町ホームページなどでお知らせしています。詳しくは上下水道課までお問い合わせください。

下水道

上下水道課（上水道管理棟）Tel.0254-27-5141

■下水道使用料金

下水道使用料金は、水道料金と合算して毎月お支払いいただくこととなります。（上水道未加入者は下水道使用料のみの請求となります。）

*使用水量について

〔水道水のみを使用している場合〕

水道水の使用水量がそのまま下水道の使用水量となります。

〔水道水以外の水（地下水など）を使用している場合〕
世帯に暮らす方の人数をもとに使用水量を算出します。（人数割）

■下水道のいろいろな届け出

*公共下水道の使用変更

下水道を使用している方で、水道水以外の水（地下水など）を使用している場合の使用料は、世帯の人数に応じた計算（人数割）となります。入学、就職、転勤、結婚などで世帯人数に変更があった場合は、必ず下水道使用変更届出書を提出してください。

*公共下水道の使用（休止・廃止・再開）

引越しや建物の取り壊しなどにより、下水道の使用開始・中止をされる場合は、公共下水道使用（休止・廃止・再開）届出書を提出してください。

※届け出は直接窓口まで提出していただくか、電話・ファクスでも行うことができます。

*受付時間 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日および12月29日から1月3日の期間は受付を行っていません。

■下水道に関する工事の申し込み

下水道の接続工事や排水設備の改造・増設工事の申し込みは町の指定する工事店に依頼してください。指定工事店については、町ホームページなどでお知らせしています。

詳しいことは上下水道課まで直接お問い合わせください。

除雪

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

町では、毎年除雪計画を定め、降雪時は午前3時から除雪を行い、歩道と車道の安全確保と町民生活の安定を図っています。

町営住宅、東山団地の入居案内

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

二本松地内に、町が運営する東山団地（集合住宅2棟80戸）があります。

*入居資格

- 1 同居する者がいること
〈同居できる者〉
①親族、②事実上婚姻関係である者（婚姻予定がある場合も含む）
- 2 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること
- 3 市町村税の滞納のない者であること
- 4 確実な連帯保証人がいること
※入居者と同程度以上の収入があり、入居者が支払えなくなった場合に、代わりに支払う能力がある者

緑化推進事業

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

家庭の緑化により豊かな潤いのある生活環境の実現を図るため、以下の支援制度を利用することができます。（事前申請が必要です。）

■苗木配布事業

住宅の新築、家庭の慶事（お子さまの誕生、新入学、結婚など）があった場合や家庭の緑化を推進する方に苗木の配布を行っています。

- *苗木の本数 一つの慶事などにつき2本以内
- *苗木の種類 ハマナス、モクレン、ハナミズキ、ヤマボウシなど

道路、公園・緑地などの

環境美化に取り組む団体を募集！

さわやかクリーンサポート事業

町民と町が協働で進める新しい環境美化への取り組みです。

道路、公園・緑地など、町民が利用する公共施設の環境美化にグループにボランティアで取り組んでいただき、町がその活動を支援・PRするものです。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

木造住宅の耐震補助制度

ふるさと整備課 Tel.0254-27-1961

地震による住宅の倒壊などの災害を未然に防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月以前）で建築または工事着手された木造住宅の耐震化を促進しています。（事前申請がひつようです。）

必要なステップ

■耐震診断補助

申請者負担額：無料

■耐震設計補助

*補助額：耐震設計にかかる費用の2分の1以内（上限10万円）

■耐震改修補助

*補助額：耐震改修にかかる経費のうち、算出方法に基づいた額（上限65万円）

住宅建設資金貸付制度

産業観光課 Tel.0254-27-1953

町では、町民の持ち家促進と住宅建設関連業界の振興を図ることを目的として住宅建設資金貸付事業を行っています。

住宅を新築、増築または改築を予定している方で自己資金の不足する方は、一定の資格要件を満たせば限度額まで借りることができます。

消費生活相談

町消費生活センター Tel.0254-27-1958

買い物相談や商品購入などの苦情は、本来消費者と事業者の当事者間で解決すべき性質のものですが、事業者が苦情を持ち込んでも十分に受け入れてもらえず、お困りのときは、お気軽にご相談ください。

また、訪問販売では一定期間内（契約をされた日から8日以内）であれば、一方的に契約の解除ができるクーリング・オフ制度がありますので、契約書をお確かめください。取り消し手続きは、内容証明郵便でするのが最も安全で確実です。